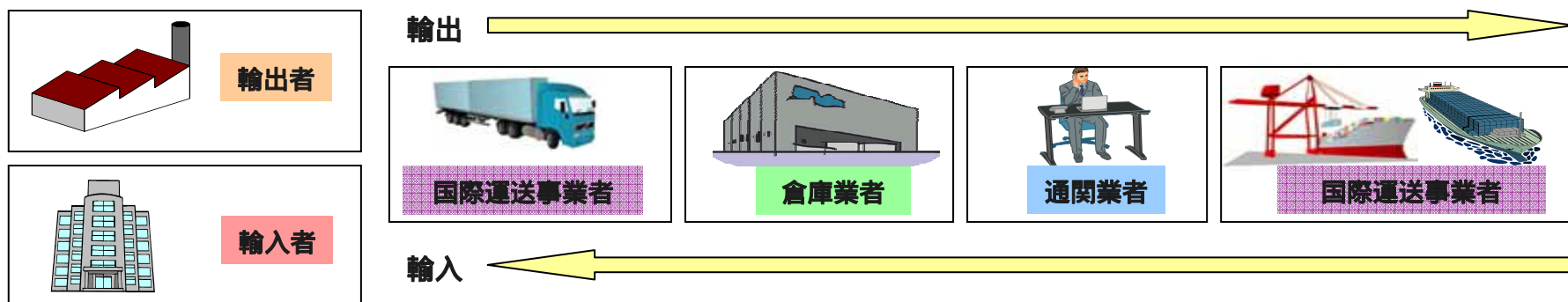




我が国においては、既に、**輸出入者(荷主)**、**倉庫業者**(保税蔵置場の被許可者)を対象とする制度が運用されている。

関税・外国為替審議会答申に沿って、**国際運送事業者についてもAEO認定の対象とすべく、関税法改正により特定保税運送制度を創設**。これにより、**サプライチェーン全体をAEO認定事業者でカバー**することが可能となった。

サプライチェーンとAEO制度



	輸出者	輸入者	倉庫業者 (保税蔵置場の被許可者)	通関業者	国際運送事業者 (航空会社、船会社、フォワーダー等)
AEO制度	特定輸出申告制度	簡易申告制度	特定保税承認制度 (特定保税運送制度)	認定通関者制度 (特定保税運送制度)	特定保税運送制度
開始時期	平成13年 3月	平成18年 3月	平成19年10月	平成20年度の関税法改正で創設	
主な優遇措置	自社内での 輸出申告が可	貨物到着前の 輸入申告が可	手数料の軽減	保税運送手続の簡素化 (保税地域間の外国貨物の運送に係る手続が不要に)	

国際運送事業者がAEOとしての承認を得るためには、セキュリティ確保やコンプライアンスに係る取組が行われるなど、**優れた貨物管理体制を有することが条件。**

具体的には、輸出入者を対象とした制度と同様、**過去一定期間に法令違反歴がないこと、適正かつ確実に業務を遂行できること、「法令遵守規則」の整備と実施が承認の要件**となる。

国際運送事業者のAEO承認要件

過去の法令違反歴

関税関係法令について

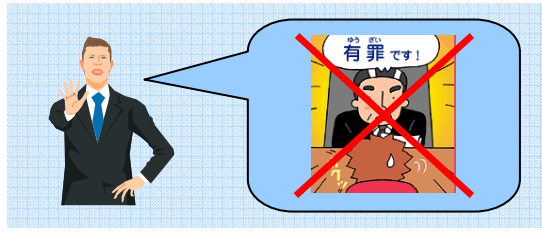
- ・ 過去3年間、違反がないこと。

業法について

- ・ 過去3年間、違反がないこと。

上記以外の法令について

- ・ 過去2年間、違反がないこと。



業務遂行能力

保税運送業務について

- ・ 通関情報処理システム(NACCS)を使用すること。
- ・ 適正かつ確実に業務を遂行できること

国際運送貨物の運送業務について

- ・ 適正かつ確実に業務を遂行できること。

NACCSを使用



「法令遵守規則」の整備と実施

国際運送貨物の運送業務について

- ・ 法令を遵守するための規則を定めていること。

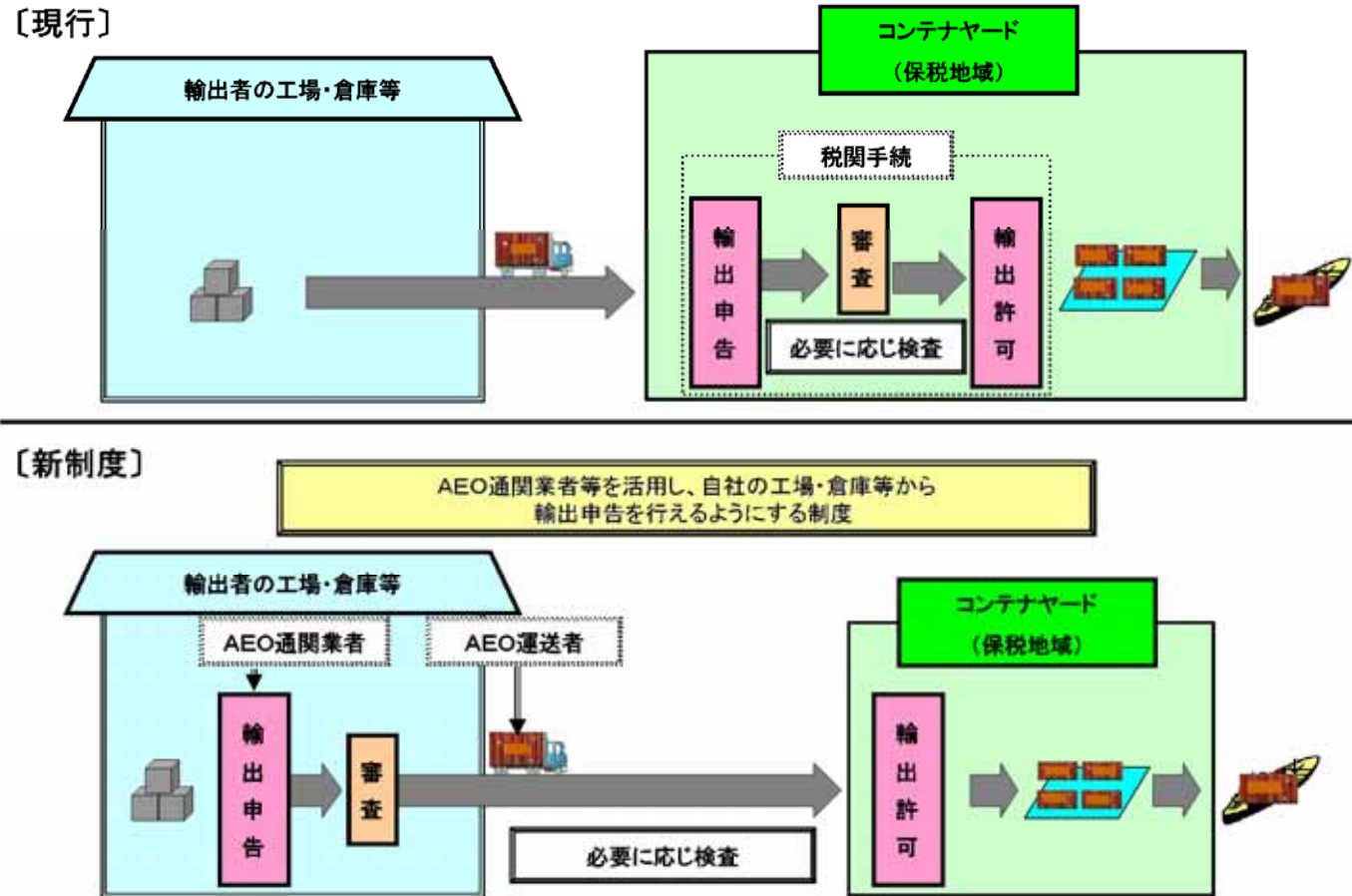


AEO運送者制度の導入(保税運送に係る特例)



原則として、保税運送を行う場合、税関から承認を受け、発着地で確認の届出を行う必要があるが、AEO事業者には、その手続が免除される。

保税地域以外の場所での輸出申告制度の導入



輸出者がAEOでなくても、**通関業者、運送業者がAEOを取得していれば、輸出者の工場・倉庫等において輸出申告が可能。**